

# 宮繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

平成30年4月1日  
県土整備部宮繕課

## 1 目的

入札時積算数量書活用方式は、宮繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

## 2 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）第5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、「工事費内訳書取扱要領」（平成16年9月24日県土整備部管理課定め）に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

## 3 対象工事

原則として、宮崎県県土整備部宮繕課発注の競争入札に付する全ての宮繕工事に適用する。

## 4 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載により行うものとする。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ア（条件付）一般競争入札の場合 | 入札公告及び現場説明書      |
| イ 指名競争入札の場合     | 指名競争入札通知書及び現場説明書 |

- (2) (1) の記載は、別記1の記載例によるものとする。

- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、宮崎県工事請負契約約款（（平成8年4月1日付け宮崎県告示第515号）。以下「契約約款」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約約款第24条に定めるところによるものとする。

## 5 入札時積算数量書活用方式の実施手続

### (1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、現場説明書等の添付資料として、入札情報サービスに掲載するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

### (2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。

この場合における質問及び回答は、現場説明書等に対する質問として行うものとする。

なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

### (3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、(5)イに規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

### (4) 工事費内訳書の積算根拠の提出

受注者が入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した場合は、契約後に、積算根拠の提出を求めることとし、積算根拠の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

### (5) 積算数量に関する協議

ア 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

イ 受注者からの請求によるアの協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書及び積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

ウ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

エ ウの協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約約款、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記1) 現場説明書等における記載例

○ 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 競争入札に付する全ての営繕工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書及び積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、宮崎県工事請負契約約款、設計図書及び公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に定めるところによるものとする。

○ 工事費内訳書及び積算根拠の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものを積算根拠として、契約締結後14日(宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する県の休日を含む。)以内に、発注者に提出しなければならない。なお、積算根拠を提出していない場合は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合においても、受注者は協議を求めることができないものとする。
- (3) 工事費内訳書及び積算根拠は、○(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約約款における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書及び契約後に提出した積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
  - 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
  - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
  - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。